



いじめ防止基本方針

鳥取県立智頭農林高等学校

智頭農林高等学校いじめ防止基本方針

1 本校のいじめ防止とは

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために智頭農林高等学校いじめ防止基本方針を策定し、学校が一丸となっていじめ問題の克服に向けて取り組む。

(2) いじめの定義と態様

(ア) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(イ) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等
--

(3) いじめの問題に対する基本的な考え方

(ア) いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことである。

(イ) いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる可能性がある。

(ウ) いじめの早期解消に向けて、校内いじめ対策委員会等で、全職員で一致協力して継続的に取り組む。

(エ) いじめの未然防止や早期発見、いじめを受けた生徒を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのでは

なく、家庭・地域・関係諸機関と連携して取り組む。

(オ) いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、いじめ問題を見過ごさないために、教師自身がいじめを見抜く感性を磨くとともに、日頃からいじめを許さない学校・学級風土をつくる。

2 いじめを未然に防止するために

いじめほどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。

(1) 校内体制

(ア) いじめ問題に取り組むための中核的な役割を担う組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

(イ) 「いじめ対策委員会」の構成員は以下のとおりとし、校長を委員長とし、生徒マネジメントグループ長が主管する。

校長、教頭、生徒マネジメントグループ長、校務マネジメントグループ長、教育相談担当 人権教育主任、各学年主任
--

※いじめ事案への対処には、「いじめ対策委員会」に関係担任等、心理専門（ＳＣ）及び外部委員を加えて開催するものとする。ただし、心理専門（ＳＣ）及び外部委員は、議題等に応じて臨時的に招集する。

※「智頭農林高等学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成や検証を行う場合には、「いじめ対策委員会」に生徒代表（生徒会長）と保護者代表（ＰＴＡ会長）を加えて、委員会を開催するものとする。原則として年度初めと年度末の２回開催する。

(ウ) 「いじめ対策委員会」の役割

- ①基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ②いじめに関する相談・通報の窓口になる。
- ③いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ④いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連絡等の対応などが組織的に実施できるようにする。

(2) いじめの未然防止のための取組

(ア) いじめについての共通理解を図る。

- ①いじめの態様や特質、原因・背景などについて、校内研修や職員会議で周知し、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ②全校集会や学級活動等で教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。

(イ) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

- ①人権教育等を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ②社会体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ③教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

(ウ) いじめを生まないために指導上留意すること

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを心がける。
- ②教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。

(エ) 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ①教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。

(オ) 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ①生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気付きにくい形で行われることを共通理解する。些細な兆候を見逃さず、常日頃より生徒の言動を細かく観察し、情報を共有して速やかな対応を行う。

(ア) 早期発見するための取組

- ①定期的な個人面談を実施する。
- ②定期的ないじめに関するアンケート及びハイパーQUを実施し、活用する。
- ③学級日誌等からの情報を共有する。
- ④健康アンケートや保健室等での様子など情報を共有する。
- ⑤計画的な教育相談を実施する。
- ⑥相談電話（24時間子どもSOS等）を周知する。

4 発見したいじめへの組織的な対応

発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職へ報告し、組織で対応する。

(ア) いじめの発見から組織的な対応の流れ

- ①いじめを発見又は相談を受けたら、個人で判断せず、即時対応・事実確認を行いながら、速やかに関係職員（担任、学年主任、生徒指導主事等）へ連絡する。
- ②関係職員（担任、学年主任、生徒指導主事等）は、即時対応・事実確認を行いながら、速やかに集約の担当者（教頭）に報告する。
- ③集約の担当者（教頭）は、報告を受けた段階で状況を把握し、学校長に報告・相談し、その後の対応について指示を行う。
- ④学校長は、いじめ対策委員会等を開催して情報を共有し、いじめとして認知するのか、どのように対応・解決していくのかを協議し、組織としての対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を行う。
- ⑤学校長は教育委員会に連絡・報告し、教育委員会からの指導助言を受ける。
- ⑥いじめへの対応後も経過観察・定期的な面談等で確認を行う。

(イ) インターネット上のいじめへの対応

- ①不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。なお、削除前に本人と

保護者の了解を得たうえで確認・写真等に記録する。

②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。

③生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。

④情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(ウ) いじめが「解消している」状態の要件

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(エ) いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	第1回いじめ対策委員会 (本年度の計画確認)	相談窓口の周知 情報モラル研修	相談窓口の周知 PTA 研修会

	いじめ防止基本方針のHPアップ 学校自己評価年間目標策定	S S T・L H R (1, 2年) 生徒面談	1年保護者懇談会
5月	生徒面談資料の集約・報告 (担任⇒生徒サポート) いじめ防止職員研修会	第1回ハイパーQU検査	P T A総会
6月	いじめ防止基本方針の周知・確認 第2回いじめ対策委員会 (ハイパーQU結果の検討)	第1回いじめに関するアンケート 人権L H R	
7月	ハイパーQUの考察と対応 第3回いじめ対策委員会 (アンケート結果の検討) 保護者懇談会の集約・報告		第1回生徒保護者懇談会 人権P T A研修会
8月	鳥取県ハイパーQU研修会 生徒面談資料の集約・報告 (担任⇒生徒サポート)	生徒面談	
9月		S S T・L H R (1, 2年) 人権L H R (3年) 第2回いじめに関するアンケート	
10月	人権教育教職員研修会 第4回いじめ対策委員会 (アンケート結果の検討)	人権公開L H R	
11月		第2回ハイパーQU検査	
12月	第5回いじめ対策委員会	人権意識調査	第2回生徒保護者懇談会

	(ハイパーQU結果の検討) ハイパーQUの考察と対応 保護者懇談会の集約・報告		
1月		人権LHR(3年) 生徒面談	
2月	学校自己評価最終評価	人権LHR(1, 2年)	
3月	第6回いじめ対策委員会 (本年度の総括と来年度に向けての指針)		

5 重大事態発生時の組織的な対応

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行う。なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会から必要な指導及び支援を受ける。

(ア) いじめの重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条)

①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。)

③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申立てがある。

(イ) 重大事態の判断・取扱いについて

①重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

②・いじめを受けた生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

・生徒や保護者からの申立てでない場合は、学校及び教育委員会が判断する。

③いじめ対策委員会にて重大事態の疑いありと判断後、学校長は教育委員会へ報告・相談し、指導・支援を受ける。

- ④教育委員会は重大事態の調査の主体を判断し、教育委員会又は学校の下に設置した「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会を基本とし、専門的な知識及び経験を有する第三者を加える。）」で調査を行う。
- ⑤被害生徒・保護者へ調査結果を説明し、適時・適切な方法で経過報告を行う。また、保護者の要望に沿った情報提供を行う。
- ⑥調査結果の事実に基づき、学校の対応を検証し再発防止策を検討する。

6 関係機関等との連携

(ア) 教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決をめざす。

(イ) 警察との連携

暴力行為や恐喝など、犯罪として認められる事案に関しては、スクールサポーターや警察署、少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。

(ウ) 地域等その他関係機関等との連携

いじめを行った生徒のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉的な視点からSSWと協力し、児童相談所や福祉事務所、民生・児童委員等と連携する。

(附則)

平成26年3月31日制定

平成30年4月17日一部修正

令和2年4月6日改定

(参考資料)

文部科学省 いじめ対策に係る事例集 平成30年

鳥取県教育委員会 鳥取県いじめ対応マニュアル いじめの重大事態から学ぶ 令和元年

鳥取県教育委員会 鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針 平成29年

